

京都府奨学のための給付金のご案内（再お知らせ）

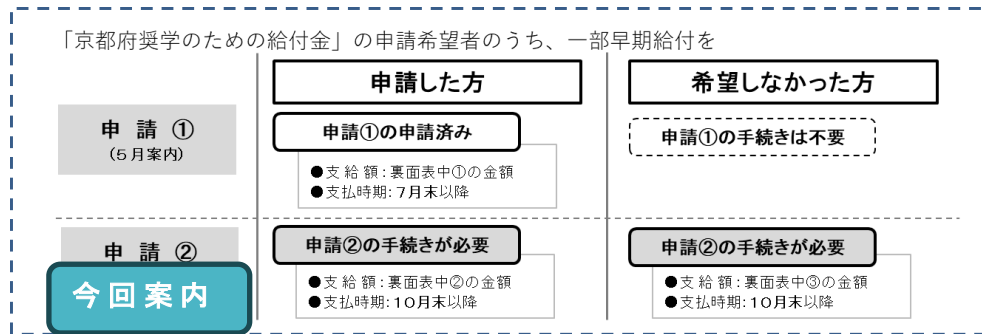
- 授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。希望者は別々の手続きが必要です。

- 返済する必要のない給付金です。《今年度、対象者が拡充されています!!》

注

新入生の方で、新入生対象の一部早期給付4～6月分(申請1回目)を申請した方は、今回、7～3月分(申請2回目)の申請が必要です。ただし、申請1回目を申請された方でも保護者等(親権者全員)の令和8年度の住民税所得割額の合算が182,500円以上の場合、申請2回目は対象外です。



◆ 対象者について 基準日(令和8年7月1日)現在

基準日現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(親権者全員)の令和8年度道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住していること。
- ③ 高校生等が、「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」の対象であること。
なお、国籍要件のため「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」が対象外となる場合であっても、生活保護受給世帯(生業扶助)又は保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯については対象となります。
- ④ 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅費又は特別育成費の給付を受けていないこと(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制の場合は4回)以上、本給付金の給付を受けていないこと。

※「学び直し支援金」受給対象者は通算4回(定時制・通信制の場合は6回)以上給付を受けていないこと。

◆ 申請について

国公立高校の生徒の保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書又は住民税の課税(非課税)証明書等です。

申請希望の方は、**令和8年9月7日(月)までに**在学する学校へ申し出てください。

注

保護者等(親権者全員)が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は在学する学校へお問い合わせください。
(文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧が掲載されています。)

◆ 給付額（年額）について

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	新入生の方に 案内済 基準日R8年4月1日		今回申請可 (①申請済の方は②) 基準日R8年7月1日
	①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)※	③一部早期 給付以外 (年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割非課税(全・定)	35,925円	107,775円	143,700円
住民税所得割非課税(通)	12,625円	37,875円	50,500円
住民税所得割額 100円以上105,500円未満(全・定)	令和8年度 対象者拡充 基準日:令和8年7月1日		47,900円
住民税所得割額 100円以上105,500円未満(通)			16,830円
住民税所得割額 105,500円以上182,500円未満(全・定)			35,930円
住民税所得割額 105,500円以上182,500円未満(通)			12,630円

※①を申請した場合は必ず②も申請が必要。ただし、令和8年度住民税所得割額が課税になった場合、住民税所得割額の金額により、②は対象外となる場合があります。

※①を申請した場合で、世帯収入の変動により、住民税所得割額が課税(182,500円未満)された場合、③の該当年額から①を差し引いた金額が認定相当額となりますが、認定相当額が5円となる場合があります。認定相当額が5円となった場合は給付金の支給はされません。

※住民税所得割額100円以上182,500円未満(年収目安270万円以上490万円未満相当)の場合は、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の対象であること。

なお、国籍要件のため「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」が対象外となる場合であっても、生活保護受給世帯(生業扶助)又は保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯については対象となります。

◆ 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金	京都府高等学校等修学資金
京都府高校生給付型奨学金	交通遺児奨学金

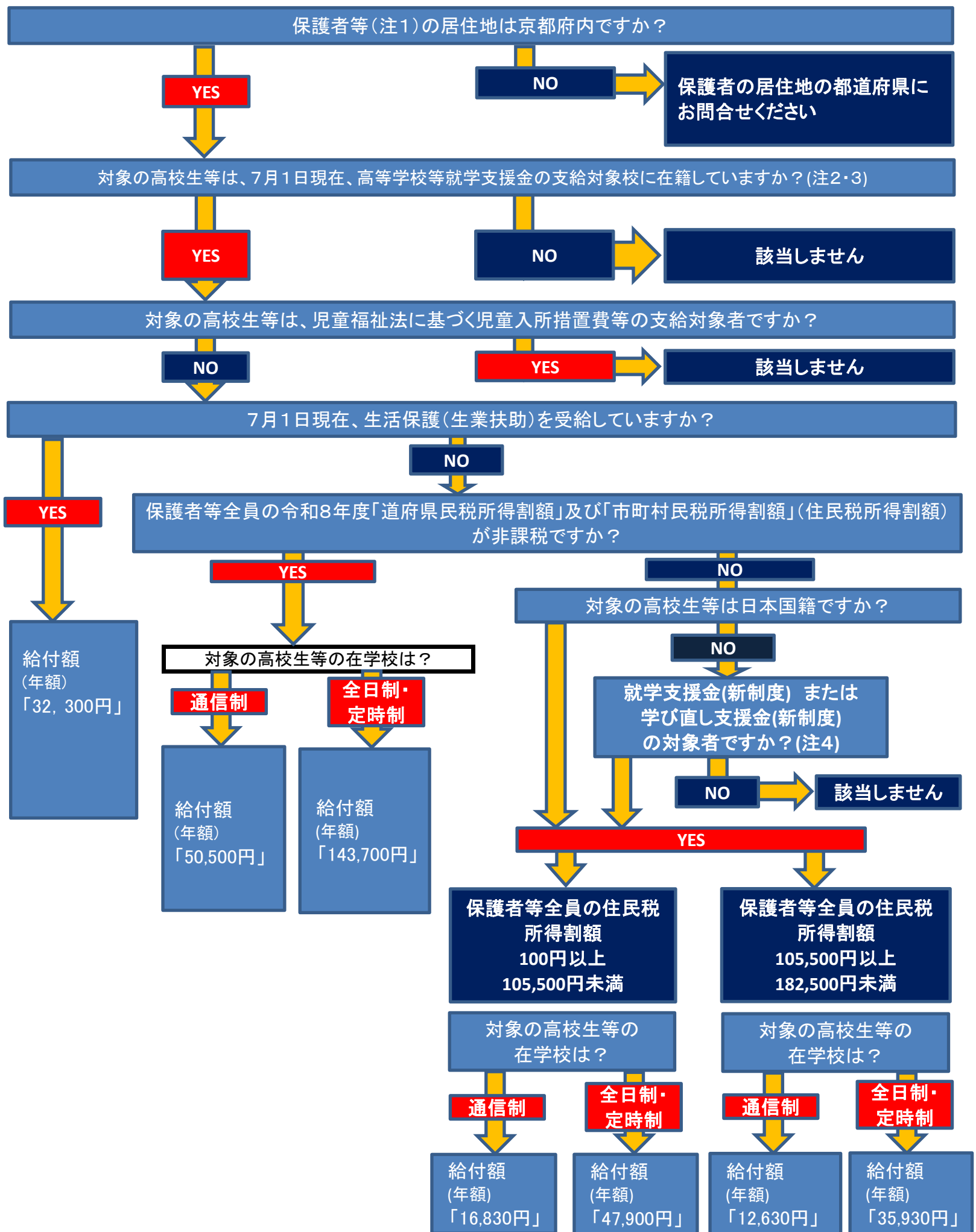
◆ 問い合わせ先 (※私立高校分は京都府文化生活的部文教課(075-414-4516)が所管しています。)

京都府立南丹高等学校 (電話0771-24-1821)

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 (電話075-414-5043)

京都府奨学のための給付金 対象確認シート

(一部早期給付申請2回目含む)



(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

(注3) 基準日7月1日に休学等している場合は給付の対象外です。

(注4) 就学支援金制度(新制度)及び学び直し支援金制度(新制度)とは、令和8年度の制度改正により見直されたものを指します。

京都府奨学のための給付金のご案内（再お知らせ）

- 授業料以外の教育費(教科書費・教材費・学用品費・通学用品費など)を支援する給付金制度です。
- 返済する必要のない給付金です。

注

保護者等(親権者全員)の令和8年度道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯の方は「家計急変」ではなく、通常の申請を行ってください。
※家計急変は、令和8年1月1日以後に発生した事由に限る。

◆ 家計急変の対象者について

基準日(※1)現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(全員又は一方)の令和8年度住民税所得割額(道府県民税所得割及び市町村民税所得割額)が非課税でなかった場合で、令和8年1月1日以後に保護者等に生じた家計急変事由(失業等。ただし定年退職は対象外)により、令和8年度住民税所得割額(道府県民税所得割又は市町村民税所得割額)が182,500円未満に相当すると認められる世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住していること。
- ③ 高校生等が、「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」の対象であること。
- ④ 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅費又は特別育成費の給付を受けていないこと(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制の場合は4回)以上、本給付金の給付を受けていないこと。

※「学び直し支援金」受給対象者は通算4回(定時制・通信制の場合は6回)以上給付を受けていないこと。

※1
基準日

令和8年1月1日から7月1日までに家計急変が発生

7月1日

7月2日以降に家計急変が発生

家計急変発生日等

※2 保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例

世帯構成	2人世帯	2人世帯 (養育・ひとり親世帯)	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込(会社員) ※3	1,704,000円 未満	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満
所得見込(自営業) ※4	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下

※3 会社員の方の年収見込は、給与収入(収入金額)のことです。

※4 自営業の方の所得見込は、事業所得(収入金額－必要経費)のことです。

◆ 申請について

国公立高校の生徒の保護者等（親権者全員）が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を提出していただきます。
詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

申請時の添付書類	
家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類	家計急変前の収入が確認できる書類
家計急変後の収入が確認できる書類	

◆ 家計急変の確認について

上表の添付書類により、家計急変発生後１年間の保護者等（親権者全員）の年間収入を推計し、「保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満」に相当すると認められる世帯であることを確認します。

◆ 給付額について

世帯状況 (※全：全日制、定：定時制)		給付年額	家計急変の給付額
住民税所得割非課税	全・定	143,700円	7月以降に家計急変となった場合は、「令和9年3月までの月数」に応じて月割支給となりますので左記の年額と異なります。
	通信制	50,500円	
住民税所得割非課税100円以上105,500円未満 * 年収目安270万円以上380万円未満	全・定	47,900円	
	通信制	16,830円	
住民税所得割非課税105,500円以上182,500円未満 * 年収目安380万円以上490万円未満	全・定	35,930円	
	通信制	12,630円	

◆ 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

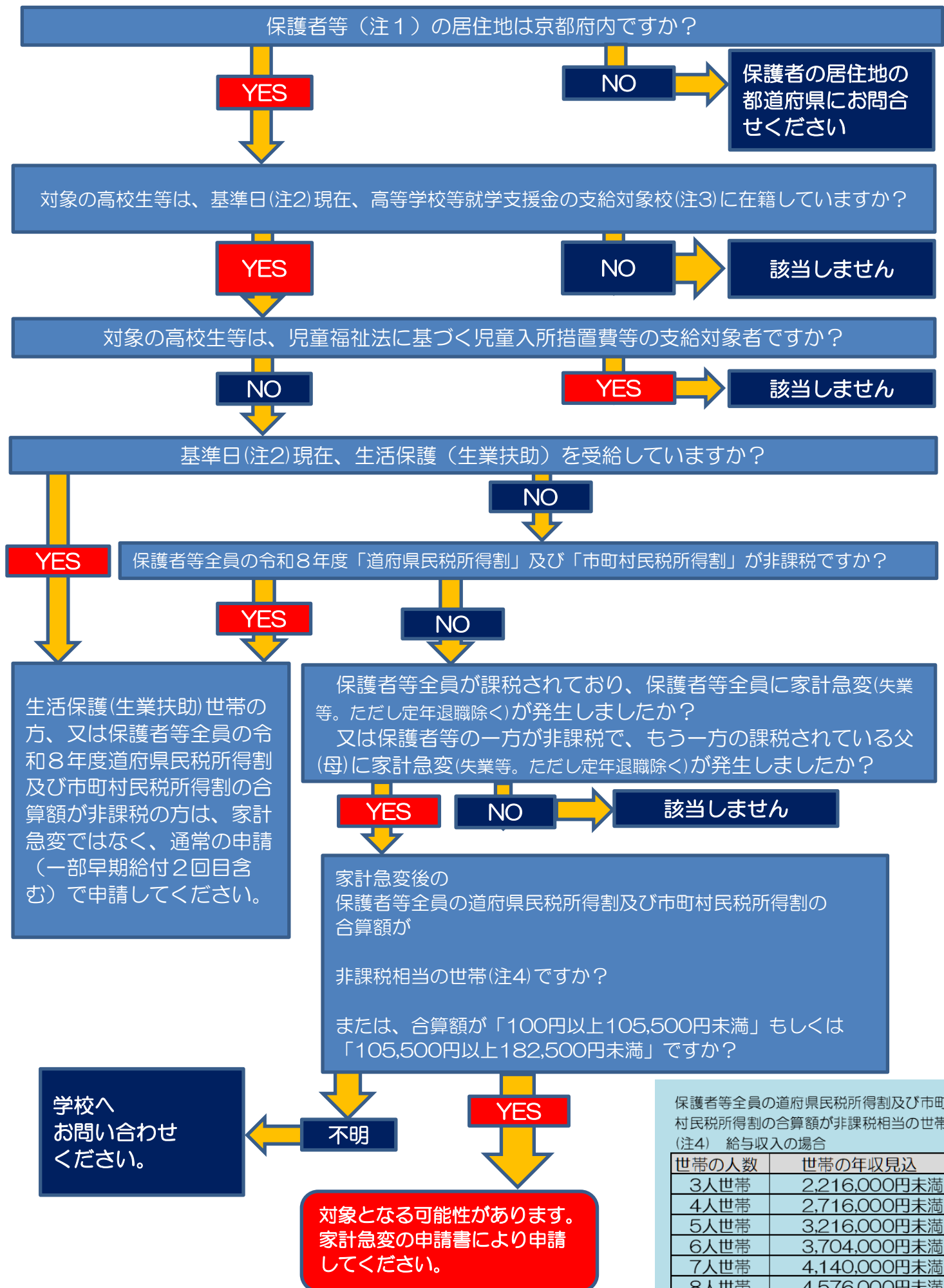
京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金	京都府高等学校等修学資金
京都府高校生給付型奨学金	交通遺児奨学金

◆ 問い合わせ先（※私立高校分は京都府文化生活部文教課(075-414-4516)が所管しています。）

京都府立南丹高等学校（電話0771-24-1821）
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話075-414-5043）

京都府奨学のための給付金 対象確認シート (家計急変の対象となることの確認)

家計急変



- (注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。
- (注2) 基準日とは、7月1日又は家計急変発生日等です。
- (注3) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。